

冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務 仕様書

※本事業は、国の『物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金』を活用して実施する事業です。

1 委託業務名称

冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業委託業務

2 業務の目的

本事業は、冬期に観光需要が落ち込むという本県観光施策上の課題を解決するため、スケートリンク、イルミネーション、ウインターマルシェ等の「冬の目的地」となる空間演出及びにぎわい創出を行うとともに、物価高騰に苦慮する飲食、小売事業者を支援するため出店料免除やPOSレジ導入補助等の支援を通じて、県内飲食・物販事業者のDX推進及び収益力強化を図ることを目的として実施するものです。また、単なる一過性のイベントにとどまらず、今後、本県における冬期のにぎわい創出が持続的に図られるためのきっかけとなる実証実験としての目的も有しています。

3 事業の概要

(1) 催事名

冬期にぎわい創出事業者収益力強化事業（仮称：徳島ウインターフェスティバル）

(2) 開催時期・期間

令和8年12月中旬から令和9年1月中旬までのうち、複数（3～4週間程度）の週末（金・土・日）及び夜間、並びに定期航空便（韓国便等）の就航日等を軸とした期間

※具体的な開催日時及び時間帯は、事業者からの企画提案の内容を踏まえ、受託決定後、発注者と受託者で協議の上決定します。

※なお、下記の期間を除き12月1日から1月31日まで、県において開催場所の使用許諾を確保していることから、企画提案書の提出にあたり会場確保は必要ありません。

※12月16日から20日までの間は、他団体が主催するクリスマスマーケットの開催が予定されています。（18日、19日がイベント開催日、その他は設営、撤去日）

(3) 開催場所

藍場浜公園（徳島市藍場町1丁目）

※公園内には事業用途に接続できる電源はありません。また公園の水道は本事業の用途として使用することは出来ません。

(4) 主催

徳島県

4 委託業務の内容

受託者は、委託者、関係機関及び関係事業者と十分な協議・調整を行い、次の業務を実施してください。

(1) 集客装置の設営及び空間演出業務

ア 仮設スケートリンクの設置及び撤去

リンク仕様 200㎡規模の樹脂製スケートリンク及び安全手すり等の設営・撤去

用具手配 貸靴、ヘルメット、プロテクター等の調達及び初期配備

設置場所 イベント全体の企画提案の中で適切な設置場所の提案

イ イルミネーション装飾及び夜間空間演出

- ・ 藍場浜公園全体を「冬の目的地」とするLED装飾等の企画提案
- ・ 企画内容の実現に必要な備品等の手配、設営・撤去
- ・ 会場内の仮設電気インフラ配線、防水対策、安全養生及び電気使用申請手続き

ウ その他、上記以外の集客コンテンツの創出

- ・ タレント招聘、ステージイベントなど、イベント期間中、開催地を「冬の目的地」とするための企画であればその種類は問いません。
- ・ 例えば、(2)の枠組みによらない集客力の高い飲食、小売事業者の出店などについても集客コンテンツと位置付けて誘致することを妨げません。

※スケートリンクの運営・管理は、5(1)に定める受託者の自主事業とします。

※12月18日、19日のクリスマスマーケット開催時に、イルミネーション点灯及びスケートリンクの運営を行うこととしてください。なお、当該実施団体との協議、調整は県が行います。

(2) ウインターマルシェ展開及び出店・DX支援業務

ア マルシェ会場のインフラ整備及び店舗公募運用

出店規模 平日夜間 約10店舗（基本規模）、休日 約20店舗（拡張規模）、特定日（クリスマス等） 25～30店舗規模の出店区画及び出店に必要なインフラの整備・撤去

出店者 県内全域の飲食・物販事業者を対象とし、広く出店募集を行うこと
公 募

出店料の 出店者からの出店料は事業者支援として徴収しないものとする。
取 扱 い

イ 主催者用POSレジ基盤の調達・貸出運用

会場用POSレジ機器一式の調達、設定及び現地貸出・運用管理

ウ 出店者向けDX導入補助事務管理

出店者向けDXツール導入補助事務及び売上データ提供に関する規約運用

(3) データ分析・伴走事務局運営及び広報業務

ア データ分析及び出店者還元業務

POSレジ等から取得した各種データの集計・分析、並びに出店者に対する経営改善のための分析結果フィードバック及び助言作業。

イ 広報プロモーション業務

ターゲット層に向けた各種メディア広報、事前プロセス発信による話題化、並びに様々な主体との連携による広報展開。

5 受託者の自主事業

次の業務については、委託事業に付随する事業として、受託者に実施を求めるものですが、かかる費用は受託者の負担によるものとします。なお、下記に定める方法により受託者自身が収入を得て、本業務の収支に充てることは差し支えありません。（収入が支出を上回る場合は事業者の収益として差し支えない一方で、収入が支出を下回る場合に、県から補填することはありません。）

(1) スケートリンクの運営・管理

受付、発券、案内、貸靴の受渡・日常手入れ、滑走指導、安全監視及びその他スケートリンクの運営に必要な一切の業務。

※スケートリンクの運営日及び時間は事業者からの企画提案に基づき、委託者と受託者が協議の上、決定することとします。

※スケートリンクの利用者から利用料を徴収し収支に充てることは可能です。
その場合の利用料は同種事例と照らして著しく高価にならないよう留意してください。

(2) キャッシュレス決済の運用・管理

マルシェにおけるキャッシュレス決済機能の運用に必要な事務及び手数料等、一切の業務

※マルシェ出店事業者から手数料を徴収し収支に充てることは可能です。
その場合の手数料はキャッシュレス決済機能の利用に必要な経費と照らして著しく高価にならないよう留意してください。

(3) 直営ブース及び広告の獲得・運用

受託者が直営する飲食、物販ブースを運営し収益をあげることや、イベント会場を活用し広告収入を得ることは差し支えありません。

6 警備・安全衛生及び危機管理業務

受託者は飲食店の営業許可や火気の使用、その他イベントの開催にあたり必要となる関係機関への協議、許認可、届出等の手続きを行ってください。

(1) 関係機関協議及び計画作成

- ・所轄警察署、消防署、保健所、徳島市等の関係機関との事前協議及び届出手続き
- ・雑踏警備計画、警備員配置図、衛生管理計画及び荒天・緊急時対応マニュアルの作成

(2) 現地安全管理及び救護体制（委託枠＋自主事業共通）

- ・警備計画に基づく警備員・整理員の配置、及び救護所の設置・運営
- ・想定されるイベント規模に対応する傷害保険及び賠償保険への加入

7 特記事項・権利帰属及び成果物

(1) 権利の帰属

本業務を通じて受託者が作成した成果物（報告書、分析データ、デザイン等）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は徳島県に帰属します。

(2) 成果物の提出

受託者は、業務完了後（令和9年2月28日まで）に次の成果物を発注者に提出し、完了検査を受けなければなりません。

① 事業実施総合報告書（全体概要、来場者推計、事業費決算書等）

紙媒体1部、電子データ1部

② 売上・購買データ分析レポート（POSデータ分析、出店者フィードバック実績）

電子データ1部

③ 広報プロモーション実績報告書（SNSエンゲージメント、記録写真・動画データ等）

電子媒体一式

8 委託契約期間

契約締結日から令和9年2月28日（日）まで